

令和7年度佐賀県子育て支援CSO物価高騰対応支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は物価高騰の影響を受けるこどものいる生活困窮世帯に対する支援活動を後押しするため、佐賀県内のコミュニティフリッジ、こども宅食及びこどもの居場所の運営者に対し、予算の範囲内において佐賀県子育て支援CSO物価高騰対応支援金（以下、「県支援金」という。）を交付することとし、その県支援金については、佐賀県補助金等交付規則（昭和53年佐賀県規則第13号。以下「規則」という。）及びこの要綱に定めるところにより行うものとする。

(交付対象者及び支給額等)

第2条 県支援金の交付対象となる者（以下、「交付対象者」という。）及び県支援金の交付額は別表第1のとおりとする。

(県支援金の申請)

第3条 県支援金の交付に当たっては、様式第1号により申請を行うこととする。

(申請の受付開始日及び期限)

第4条 県支援金の申請受付は2期設ける。第1期の申請受付開始日は令和7年6月2日とし、申請期限は令和7年6月30日とする。第2期の申請受付開始日は令和7年11月4日とし、申請期限は令和7年11月28日とする。

ただし、自然災害等のやむを得ない理由により申請受付期間内に申請できない場合は、速やかに知事に相談し、その指示を受けること。

なお、申請は1回限りとする。また、交付対象となる活動を複数運営している者についてはこの限りではない。

(交付の条件)

第5条 申請者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- 2 申請者は、前項の（２）から（７）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

（交付の決定）

第 6 条 知事は、第 4 条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、県支援金の交付を決定するものとし、その決定の内容を、交付決定通知書により申請者に通知する。

（県支援金の支給）

第 7 条 知事は、前条により県支援金の支給を決定した者に対して、通知した日から起算して 30 日以内に県支援金を支給するものとする。

（県支援金の交付の決定の取消し等）

第 8 条 知事は、申請者が第 6 条第 1 項各号に掲げるいずれかに該当するに至ったとき又は申請者が同条第 2 項に該当するに至ったときは、県支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 2 知事が第 7 条の規定による交付の決定を行った後、申請内容の不備又は過誤があり、知事が申請者に対して確認等を求めたにも関わらず申請書の補正が行われなかった等、申請者の責に帰すべき事由により交付ができないときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第 9 条 知事は、県支援金の交付を受けた後に交付対象者に該当しないことが明らかとなった者、虚偽その他不正の手段により県支援金の交付を受けた者に対して、交付を行った県支援金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第 10 条 県支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（検査等）

第 11 条 知事は、必要があると認めるときは、交付対象者に対して報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

- 2 交付対象者は、申請書類及び交付完了日の属する年度の活動に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、交付完了の日の属する年度の翌年度から 5 年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 21 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。